

がまごおり「みらいキャンバス」
整備運営事業者選定アドバイザー業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

蒲郡市

がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザー業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザー業務(以下「本業務」という。)の内容並びに本業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

蒲郡市は、がまごおり「みらいキャンバス」基本構想(令和6年6月策定、以下「基本構想」という。)において、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画で定められた全市利用型施設におけるリーディングプロジェクトの推進のための基本的な理念や施設コンセプト、施設概要等を示し、がまごおり「みらいキャンバス」基本計画(令和7年11月策定、以下「基本計画」という。)において、より具体的な事業・サービスや機能、運営の方向性、事業スケジュール及び事業手法をDBO方式とすることを示した。

本業務は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下、「PFI法」という。))に準拠し、これまでの基本計画等を踏まえ、実施方針等の作成から民間事業者との事業契約締結までの検討・手続きに関する総合的な支援を行うことを目的とする。

第2 業務の概要

1 業務名

がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザー業務

2 業務内容

がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザー業務委託仕様書(案)のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年12月31日まで

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 契約上限金額

金84,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和8年度分は64,273千円、令和9年度分は19,927千円を上限とすること。

第3 担当部局

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市教育委員会教育政策課 みらいキャンバス係

TEL 0533-66-1219

FAX 0533-66-1184

電子メール mirai-canvas@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込において提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとする。

- 1 平成27年度以降に、国又は地方公共団体等が発注する「公立図書館(分館を除く)」又は「座席数500席以上のホール施設」のいずれかを含んだ複合機能を有する公共施設の整備・運営等に関するPFI(BTO方式等)又はDBO方式におけるアドバイザー業務を元請として受託し、履行した実績を有すること。
- 2 統括責任者には、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、国又は地方公共団体が発注する複合施設の整備・運営等に関する PFI アドバイザー業務の経験を有する者を配置すること。
- 3 蒲郡市入札参加資格者名簿に登録されている又は登録の手続き中であること。
- 4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 6 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- 7 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 8 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。

第5 選考スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。なお、各実施内容における詳細事項等については、第6以降の内容を確認すること。

実施内容	実施期間
実施要領等の公表日 及び実施要領等配布期間	令和8年1月7日(水)～令和8年1月23日(金)
質疑応答書の提出	令和8年1月7日(水)～令和8年1月14日(水)
質疑応答に対する回答	令和8年1月19日(月)
参加表明書の提出	令和8年1月19日(月)～令和8年1月23日(金)
参加資格要件確認結果通知 及び提案書提出要請	令和8年1月28日(水)

提案書の提出	令和8年2月2日(月)～令和8年2月10日(火)
プレゼンテーション(選考会)	令和8年2月19日(木)
提案書審査結果の通知	令和8年2月25日(水)
契約締結(予定)	令和8年4月1日(水)

第6 プロポーザル実施要領等の配布期間

1 配布期間

令和8年1月7日(水) から 令和8年1月23日(金) 午後3時まで

2 配布方法

蒲郡市のホームページ(教育政策課のページ)からダウンロードする。

※原本の配布はしない。

第7 質問及び回答

本プロポーザルの実施要領や業務仕様書(案)、手続きに関して質問がある場合は、次に定めるところにより質疑応答書(様式2)により質問すること。

1 提出期間

令和8年1月7日(水) から 令和8年1月14日(水) 午後3時まで

2 提出場所

第3 担当部局と同じ。

3 提出方法

担当部局のメールアドレスに電子メールで送付する。

4 回答方法

令和8年1月19日(月)に、質問提出者名を伏せ、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載する。

5 留意事項

- (1) 電子メール送信後、担当部局に到着していることを必ず確認すること。
- (2) 提出された質問に関し、質問の意図を確認するため担当部局から質問提出者へ問い合わせをする場合がある。
- (3) 質問への回答は、提出された質問事項を取りまとめ、質問提出者名を伏せ、質問者全員に送付する。
- (4) 本プロポーザルの執行に関し担当部局が不適切と判断した質問については、回答しない。

第8 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ・ 参加表明書(様式2)
- ・ 業務実績書(様式3)
※様式3において、「第4 参加資格要件1」の業務実績等を整理し、報告すること
- ・ 参加資格要件4に係る届出書(様式4)
※様式4において、「第4 参加資格要件2」に該当する者の経歴等を整理し、報告すること
- ・ 会社概要の分かるもの(様式は任意)

(2) 提出期間

令和8年1月19日(月) から 令和8年1月23日(金) 午後3時(必着)まで

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

電子メール、持参、郵送(書留郵便に限る。)とする。

(5) 留意事項

電子メールで書類の提出を行った場合は、提出期限までに担当部局に到着していることを必ず確認すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年1月28日(水)に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年2月6日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。)

(3) 市長は、上記(2)の説明を求められたときは、令和8年2月13日(金)までに説明

を求めた者に対し理由説明書を通ずる。

第9 提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者(以下「提案者」という。)は、次に定めるところにより提案書類を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

- ・ 提案提出書(様式5)
- ・ 企画書(様式は任意)
- ・ 提案価格書(様式6)

2 提案内容

企画書及び提案価格書には、次の事項について記載すること。

(1) 会社概要

会社の概要及び複合機能を有する公共施設の整備・運営等に関するPFI(BTO方式等)又はDBO方式におけるアドバイザー業務等、本業務に類する業務の実績について、成果を含めて記載すること。

(2) 業務実施方針

ア 本業務の遂行にあたり、提案者の業務執行体制について、担当者の人数と各担当者の経験年数・保有資格・本業務に類する業務の実績及び担当業務を含めて記載すること。

イ 本業務を実施する上で特に重要視する事項を含めた実施方針について、記載すること。

ウ 本業務におけるスケジュール表を作成し、年や月を区切ったうえで、各業務の実施時期について、記載すること。

(3) 業務提案

ア 事業者公募・選定等に係る支援(業務委託仕様書5(2)参照)について、考え方を提案すること。

イ 選定委員会の運営等に係る支援(業務委託仕様書5(3)参照)について、考え方を提案すること。

ウ 基本協定、各種契約の締結に係る支援(業務委託仕様書5(4)参照)について、考え方を提案すること。

エ 関係調査の実施(業務委託仕様書5(7)参照)について、考え方を提案すること。

オ がまごおり「みらいキャンパス」は、基本構想にて「共創」を基本理念、基本計画にて「融合」と「成長」を基本方針に定めている。整備運営事業者の募集において、基本理念、基本方針を満たす提案を引き出すための手法や進め方等について、考え方を提案すること。

カ 追加提案として本市にとって有益なものがあれば、具体的な内容を提案すること。

(4) 提案価格書

業務に係る事業費積算内訳を明記したうえで、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

3 作成上の注意事項

- (1) 企画書は会社概要及び業務実施方針をA3版用紙上限5ページ以内、業務提案をA3版用紙上限10ページ以内で作成し、上記の順に記載すること。
- (2) 提案価格内で実現できることを記載すること。
- (3) 提案価格は契約上限金額を超えてはならない。
- (4) 企画書の内容は、説明をしなくても企画書を読んで理解できる内容とし、明確かつ定量的、具体的に記述すること。
- (5) 一般的でない専門用語や造語、略語を用いる場合は、必要に応じて説明を付記するなどの配慮を行うこと。
- (6) 説明は文書をもって行い、図表等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期限
令和8年2月10日(火) 午後3時必着
- (2) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。
- (4) 提出部数
印刷したもの10部(正本1部、副本9部)に加え、データ化(書面で提出したものをPDF化)したものを保存した記憶媒体(CD-R)を1部提出する。

5 提案書類の著作権等の取扱い

- (1) 提案書類の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、提案の審査や議会報告等に必要な場合には、提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書類の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書類について、蒲郡市情報公開条例(平成10年蒲郡市条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 参加表明書の提出時点で蒲郡市入札参加資格者名簿へ登録手続き中であった場合において、提案書の提出時点で蒲郡市入札参加資格の審査が完了していない場合

- 3 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 4 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 5 契約上限金額を超える提案をした場合
- 6 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 7 選定委員に対し、当該選定に係る接触の事実が認められた場合

第11 提案書類の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書類の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、市で構成する、がまごおり「みらいキャンパス」整備運営事業者選定アドバイザー業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分以内、質疑15分の計35分程度とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いたスライドの使用は可能とする。なお、スライドを使用する場合、大型モニター等(プロジェクター及びスクリーンの場合あり)に関しては本市で準備するが、その他必要な機器は、プレゼンテーション参加者において用意すること。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和8年2月19日(木) 蒲郡市役所(蒲郡市旭町17番1号)

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

提案書類及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙1で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 会社概要
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務提案
- (4) 提案価格

4 受託候補者等の特定方法

選定委員会において、上記3の審査及び評価を踏まえ、次の方法で受託候補者及び次点候補者(以下「受託候補者等」という。)の特定を行う。

(1) 受託候補者の特定

各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を

受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定することとする。なお、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しないことができるものとする。

(2) 次点候補者の特定

各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、受託候補者を除いて第1順位の最も多い提案者を次点候補者として特定する。ただし、受託候補者を除いて第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により次点候補者を特定することとする。なお、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次点候補者を特定しないことができるものとする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者等を特定したときは、令和8年2月25日(水)に提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者等にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年3月2日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(3) 市長は、上記(2)の説明を求められたときは、令和8年3月9日(月)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表

受託候補者等と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第12 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が業務委託仕様書(案)をもとに当該業務の

内容及び価格等について協議を行い、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が整わなかった場合は、次点候補者と協議を行う。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

年度ごとの支払いとする。

第13 参加の辞退

本プロポーザルへの参加を表明した後、参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届(様式7)を作成し、担当部局へ提出すること。

第14 その他

- 1 選考結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- 2 本プロポーザルへの参加を表明した者が1者しかいない場合であっても、企画提案書及びプレゼンテーションにより選定を行う。この場合、評価基準点が50%未満であれば、受託候補者として選定しない。
- 3 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 4 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 5 提出された書類は、返還しない。
- 6 本プロポーザル実施要領に定めるもののほか必要な事項については、担当部局において定める。

別図1 がまごおり「みらいキャンバス」プロジェクトに係る想定スケジュール

時 期	内 容
令和8年4月	がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザー業務(本業務) 開始
令和9年1月	整備運営事業者選定に係る公募 開始
令和9年12月	整備運営事業者 決定
令和10年1月	設計業務 開始
令和11年3月	設計業務 完了
令和11年7月	建設工事 開始
令和13年9月	建設工事 完了
令和13年度末	新施設 開館

※ 想定スケジュールは、今後選定される DBO 事業者の提案により変更することも見込まれる。

がまごおり「みらいキャンパス」整備運営事業者選定アドバイザー業務 評価基準

審査項目		評価のポイント	配点	評価区分及び点数				
				特に優れている	優れている	標準	やや不十分	不十分
実施体制	①業務実施体制	業務を実施できる人員又は技術力が確保されているか。 本市の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	10	10	7	5	2	0
	②業務実績	同種、同類の業務経験を有しているか。 件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいものかも評価する。	10	10	7	5	2	0
企画提案内容	③提案内容の適格性	事業目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。	20	20	15	10	5	0
	④提案内容の獨創性	提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	10	10	7	5	2	0
	⑤提案内容の実現性	実施方法が具体的で、円滑な業務履行が可能か。	10	10	7	5	2	0
	⑥参考見積	提示された見積金額に基づき評価する。	30	提案価格に応じて配分				
ヒアリング・プレゼンテーション	⑦業務方針、方法の適格性	提案内容及び業務方針・方法は、一貫しているか。	10	10	7	5	2	0

参加表明書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所(所在地)
名称又は商号
代表者職氏名

下記業務のプロポーザル方式による提案書の募集について、必要書類を添えて、参加の希望を表明します。

なお、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないこと及び本業務に係る公募型プロポーザル実施要領第4に定める参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 業務名

がまごおり「みらいキャンパス」整備運営事業者選定アドバイザー業務

2 蒲郡市での入札参加資格者名簿登録の有無

(無の場合は、提案書の提出までに蒲郡市入札参加資格の審査が完了していること)

有 (対象業務:)

無

【担当者連絡先】所属・氏名・電話番号

様式4

参加資格要件4に係る届出書

① 統括責任者の経歴等

(フリガナ) 氏 名				
所属・役職				
学歴・職歴 (学歴は最終学歴 のみ記載)				
「公立図書館(分館を除く)」又は「座席数500席以上のホール施設」のいずれかを 含んだ複合機能を有する公共施設の整備・運営等に関するアドバイザー業務の経験	業務名	業務概要	履行期間	自治体名
			～	
			～	
			～	
			～	

※1 本プロポーザル実施要領「第4 参加資格要件2」に記載する業務の経験について、1件以上5件まで記載してください。

※2 業務経験等については、適宜枠を広げ記載してください。

提 案 提 出 書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所(所在地)
名称又は商号
代表者職氏名

下記の業務について、提案書類を提出します。

記

業務名 がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザー業務

【担当者連絡先】所属・氏名・電話番号

提案価格書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所(所在地)
名称又は商号
代表者職氏名

下記の業務について、価格を提案します。

記

業務名 がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザー業務

提案価格 金 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

※金額の当初に「金」を記載すること。

※別途、業務に係る事業費積算内訳を添付(様式は任意)すること。

【担当者連絡先】所属・氏名・電話番号

辞 退 届

年 月 日

蒲郡市長 様

住所(所在地)
名称又は商号
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで参加表明した がまごおり「みらいキャンバス」整備運営
事業者選定アドバイザー業務に係るプロポーザルについて、辞退届を提出します。

辞 退 理 由	
---------	--

【担当者連絡先】所属・氏名・電話番号